

## 審査基準整理票

処 分 名	大津市老人デイサービスセンターでの印刷物等の配布又は掲示の許可		
根 拠 法 令 名	大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則 (平成7年規則第62号)	(条項) 第4条第1号	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	健康保険部 長寿施設課		
標 準 処 理 期 間	1 日	法 定 処 理 期 間	一 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【<span style="float:right">】</span>          ・掲載図書等【<span style="float:right">】</span>          ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[大津市老人デイサービスセンターでの印刷物等の配布又は掲示の許可に係る審査基準]          大津市老人デイサービスセンターでの印刷物等の配布又は掲示の許可に係る審査基準は、大津市老人デイサービスセンター条例第5条第1号及び第2号に定める使用制限事由に該当しないことを基準とする。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]          大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則          (利用者の遵守事項)          第4条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。          (1) 許可を受けなくて、印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示しないこと。          (2)～(4) 略</p> <p>[参考法令]          大津市老人デイサービスセンター条例          (利用の制限)          第5条 第9条の規定に基づきセンターの管理を行う者（以下同条及び第10条を除き、「指定管理者」という。）は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限することができる。          (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。          (2) 営利を図る目的で使用しておそれがあるとき。          (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。